

京都市告示第331号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和5年9月21日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
中村 大地	ONE FOR ALL 鍼灸治療院	左京区岩倉中河原町90	令和5年8月29日
山瀬 菜穂	ONE FOR ALL 鍼灸治療院	左京区岩倉中河原町90	令和5年8月29日
中村 大地	青山鍼灸整骨院	中京区聚楽廻東町3-20	令和5年9月1日
入江 秀晃	フレアス在宅マッサージ 京都南区施術所	南区吉祥院清水町5-2 メゾンフェリシア301	令和5年8月14日
北川 忠史	株式会社アイ・サポート	西京区上桂三ノ宮町99-3	令和5年8月10日
熊本 翔太	桂東洋鍼灸整骨院	西京区下津林南大般若町88 アルテハイム桂1F	令和5年8月2日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)